

住民の助け合いによる生活支援活動事業  
について（案）

平成29年7月

大阪市 福祉局 高齢福祉課



## 「住民の助け合いによる生活支援活動事業」について

### 背景

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、高齢者が介護認定に至らず元気にいきいきと生活できるよう、介護予防活動を推進する必要がある。
- 高齢者が何らかの支援を必要とする状態となった場合でも、その方の状態やニーズに合ったサービスが提供できるよう、多様な主体による多様なサービスを充実し、サービス選択の幅を広げる必要がある。
- 高齢者の多様な生活支援ニーズに対し、地域の元気な高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う、地域における住民相互の助け合いの体制づくりが必要となる。
- 要介護認定者数の増加に伴い、介護保険制度の持続可能性を高めるため、介護費用の増大や介護人材の不足への対応を考えなければならない。

### 課題

- 活動者が十分に確保されなければ、利用ニーズに応えることができない。  
また、活動提供の対価として支払う**利用料について、基準緩和型サービスの利用者負担（月額 約1,000円）より低価格に設定**しなければ、住民助け合いによる生活支援活動の利用促進が図れない。
- **現行相当型サービスや基準緩和型サービスに代替可能な事業**でなければ、介護費用や介護人材不足の問題に効果が発揮できない。  
また、**サービスの代替の実効性を確認できる実施方式の仕組みが必要**である。
- 介護保険のサービスとして公平にニーズに対応するため、**市内全域で実施**しなければならない。
- 利用者負担以外に、**内容においても利用者にメリットが必要**である。
- 介護保険外のサービスを中心に**各区や区社会福祉協議会の独自施策として先行実施している事業とうまく融合させる**必要がある。  
会員制度の導入や利用料金の設定など、それぞれに違いがあるが、独自の名称を付けるなど、区民に定着しつつある。  
(参考) 北区：まちともサービス      福島区：福島お助けネットワーク      東成区：きづくちゃん「たすけ愛」活動の会  
鶴見区：あいまち      東住吉区：とんずみサポート

## 検 討 案

- 介護予防ポイント事業を在宅活動に拡充することにより活動者数を大幅に増加させるとともに、活動者の人件費部分に介護予防ポイントを導入することにより利用者負担の軽減を図る。
- 受託事業者の請求・管理事務の負担を考慮し、本市からの業務委託とするが、現行相当型サービスや基準緩和型サービスとの重複利用を防止するため、地域包括支援センター（ケアマネジャー）によるケアプラン管理と受託事業者でのケアプラン確認を行う。
- 受託事業者として、住民相互の助け合いによる地域づくりを目的とし、24区同水準の事業展開が可能な事業者を想定。
- 主な活動内容は掃除、洗濯、買物、通院同行等とするが、多様な高齢者の生活上の困りごとへの支援を柔軟に行うことを可能とする。
- 利用料や介護予防ポイント等事業の基本ルールは全市統一とするが、利用の仕組み等は受託事業者が柔軟に設定可能とする。

## 「住民の助け合いによる生活支援活動事業」の概要（案）

### ● 実施時期

平成30年度にモデル実施（3区程度予定）

### ● 利用対象者

要支援1・2の方で、住民相互の助け合いの活動であることを理解できる方

### ● 活動者

市内在住の65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）で、介護予防ポイント事業の参加登録をした方

### ● 活動内容

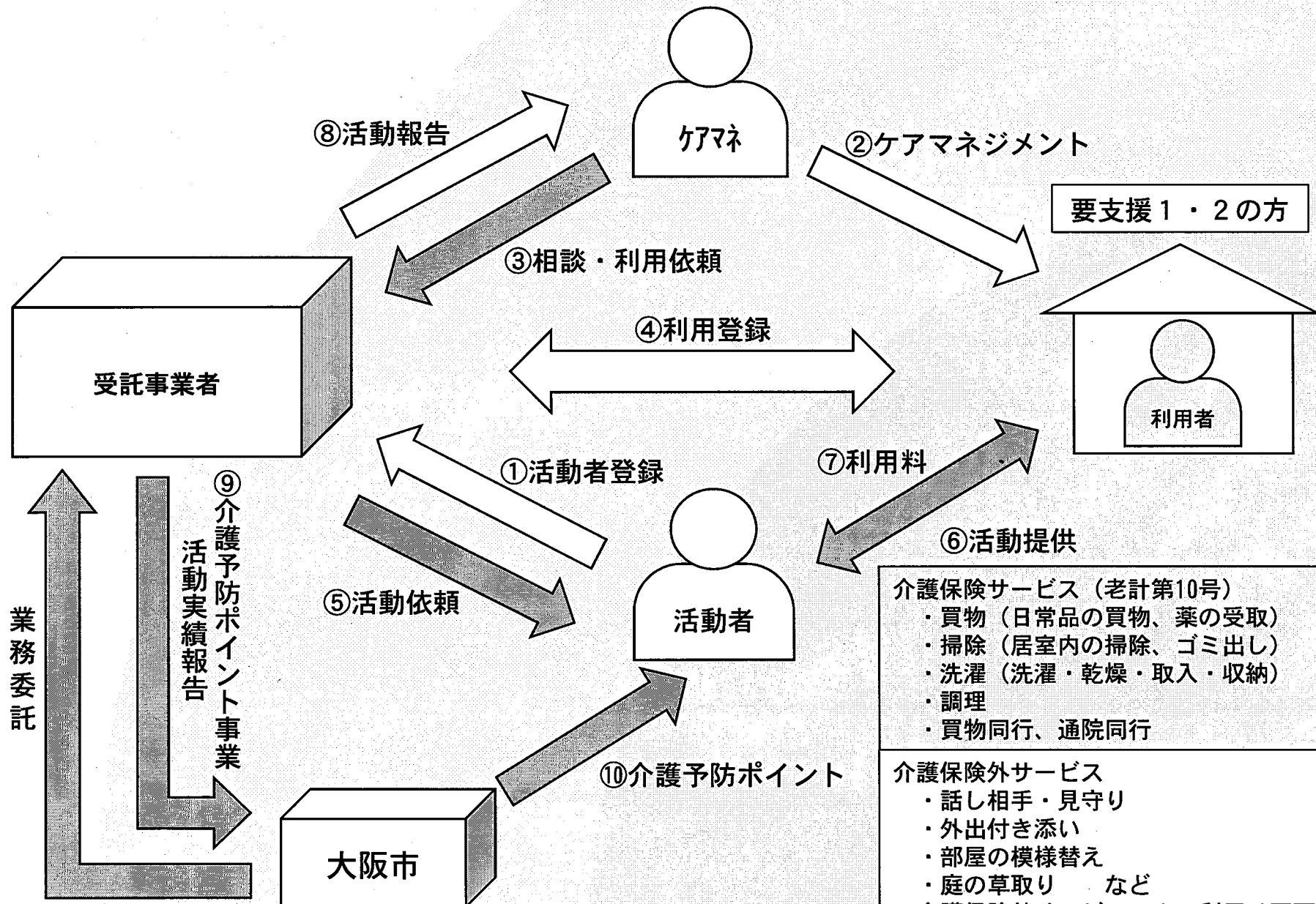
①買物（日常品の買物、薬の受取）、掃除（居室内の掃除、ゴミ出し）、洗濯（洗濯機による洗濯・乾燥、取入れ・収納）、調理 など

②買物同行、通院同行 など

③上記とともに行うその他の生活支援活動（電球交換、植木の水やり、ペットの散歩など）

※③の活動内容は①～②の合計時間を超えない範囲

# 「住民の助け合いによる生活支援活動事業」のイメージ



介護保険サービス（老計第10号）

- ・買物（日常品の買物、薬の受取）
- ・掃除（居室内の掃除、ゴミ出し）
- ・洗濯（洗濯・乾燥・取入・収納）
- ・調理
- ・買物同行、通院同行

介護保険外サービス

- ・話し相手・見守り
- ・外出付き添い
- ・部屋の模様替え
- ・庭の草取り など

※介護保険外サービスのみの利用は不可

## 【参考】現在の「介護予防ポイント事業」の概要

### ○事業目的

高齢者の外出の機会の増加や社会参加の推進を図り、生きがいきくりや介護予防につなげる。

### ○事業内容

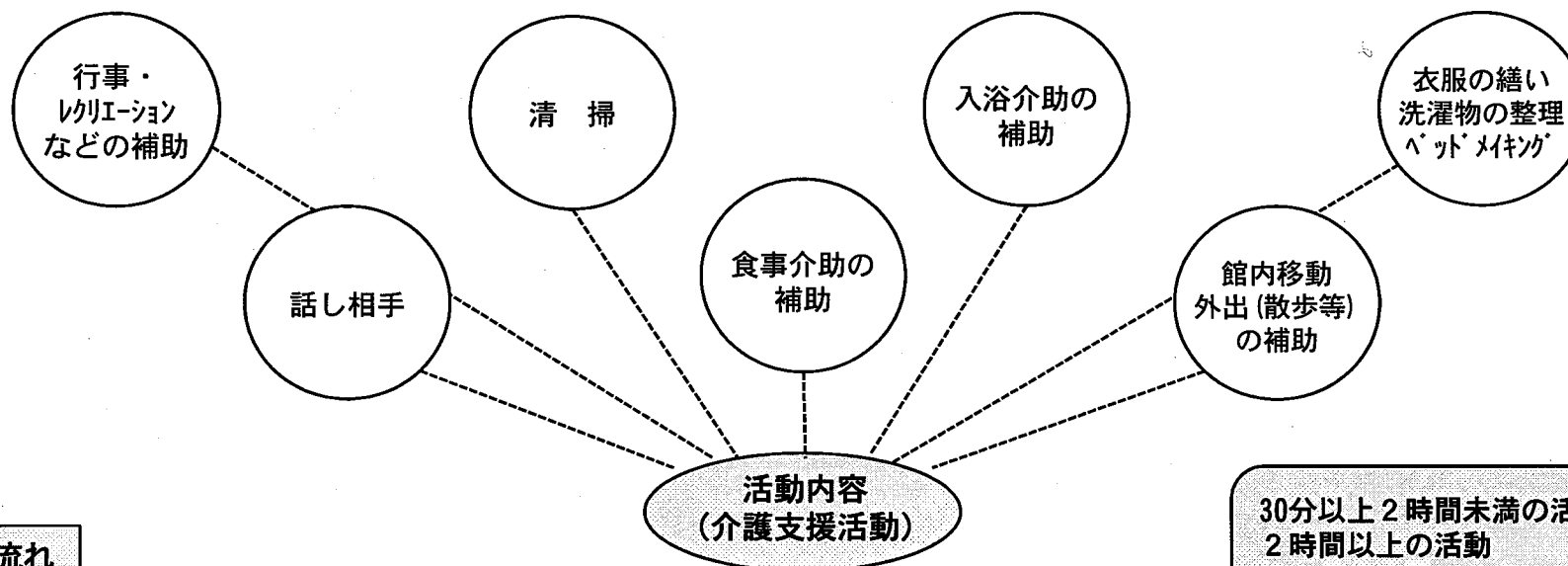
対象者が介護保険施設・事業所で介護支援活動を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金（年間上限8,000円）できる。

### ○対象者

大阪市内在住の65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）

#### 施設活動コース

（平成27年10月事業開始）



#### 活動の流れ



30分以上2時間未満の活動 1 P  
2時間以上の活動 2 P  
※1日の上限 2 P

1 P = 100円で換金  
10 P から換金可能

換金上限は年間80 P (8,000円)